

調査の方法

1 調査対象者

調査対象者は、一般小売店及びコンビニエンスストアのうち、酒類販売場が1場で、かつ、青色申告を行っている個人又は法人の中から、無作為に抽出した全酒類小売業者。

2 サンプル数

一般小売店 2,218 者、コンビニエンスストア 422 者、合計 2,640 者である。

3 調査対象期間

調査対象期間は、個人については平成 16 年分、法人については平成 17 年 4 月 1 日直前終了事業年度分である。

4 集計方法

(1) 酒類販売数量規模区分

各企業の酒類販売数量の規模による区分

(2) 従業員規模区分

各企業の従業員数（店主・役員を除く。）の規模による区分

(3) 営業時間区分

各企業の一日平均営業時間による区分

(4) 総売上金額規模区分

各企業の総売上金額の規模による区分

(5) 酒類売上金額規模区分

各企業の酒類売上金額の規模による区分

(6) 専業割合区分

各企業の総売上金額に占める酒類売上金額の割合による区分

(7) 経営組織区分

法人、個人による区分

(8) 地域区分

各企業の販売場所在地による区分

東京 東京都の特別区

横浜・川崎 横浜市・川崎市の市街地

大 阪	大阪市の市街地
京 都	京都市の市街地
神 戸	神戸市の市街地
名 古 屋	名古屋市の市街地
福岡・北九州	福岡市・北九州市の市街地
その他の地域	上記以外の地域

(注) 市街地とは、免許地域区分のA地域をいう。

(9) 収益区分

各企業の税引前当期純利益金額による区分

収 益 企 業 純利益金額が 50 万円以上の企業

低 収 益 企 業 純利益金額が 0 から 50 万円未満の企業

欠 損 企 業 純利益金額がマイナスの企業

(10) 免許地域区分

各企業の販売場所在地による区分

A 地 域 東京都の特別区、人口 30 万人以上の市又は可住地人口密度が
3,000 人／k m²以上の市町村

B 地 域 A 地域以外の市又は可住地人口密度が 1,200 人／k m²以上
3,000 人／k m²未満の町村

C 地 域 その他の地域

(11) 清酒販売数量割合区分

各企業の酒類販売数量に占める清酒販売数量の割合による区分

(12) 業態区分

一般小売店、コンビニエンスストアによる区分

(13) 国税局・都道府県区分

各企業の本店所在地（個人については住所地）による区分

5 参考

「酒類小売業の経営実態調査の解説」は財団法人流通経済研究所に分析を委託したものである。